

学 則

学校法人 野上学園  
東京ブレイメン動物専門学校

# 東京ブレイメン動物専門学校 学 則

## 第1章 総 則

### (目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い文化教養専門課程を設置し、トリマー、動物看護師等ペットビジネスに関する職業若しくは实际生活に必要な能力の育成及び教養の向上を図り、以って社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本校は、東京ブレイメン動物専門学校という。

### (位置)

第 3 条 本校の位置を、東京都北区滝野川7丁目39番14号に置く。

### (自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程	学科名	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養 専門課程	ペットビジネス学科	昼	2年	40名	80名	

### (学年及び学期)

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から 3月31日まで

### (休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 6週間以内で学校長が定める期間
- (4) 冬季休業 2週間以内で学校長が定める期間
- (5) 春季休業 2週間以内で学校長が定める期間

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

#### (教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

- 2 別表1に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。

#### (成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は年度毎に定期試験の結果平均値が上位より優(100～90点)、良(89～80点)、可(79点～60点)、不可(59点以下)の4段階をもって表示し、不可を不合格、その他を合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育的効果等を考慮し、成績評価をP(Pass、合格)、N(Non-pass、不合格)で表示することが出来るものとする。

#### (始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前9時00分から午後3時40分

#### (教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 3名以上
- (3) 事務職員 1名以上
- (4) 学校医 1名以上

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学及び卒業

#### (入学資格)

第12条 本校の入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者とする。

#### (入学時期)

第13条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

#### (入学手続)

第14条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から学校が指定する期日までに第22条の入学金を添え手続を取りなければならない。

#### (編入学・転入学)

第15条 本校へ編入学を希望する者がある場合は、選考の結果許可することができる。また転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、定員に余裕があり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

#### (休学、復学)

第16条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

#### (退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

#### (課程修了の認定、称号の授与)

第18条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修年年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書（別記様式1）を授与する。
- 3 前項により、文化教養専門課程・ペットビジネス学科を卒業した者には専門士（文化教養専門課程）の称号（別記様式2）を授与する。

## 第5章 賞 罰

#### (褒章)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒章することがある。

#### (懲戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で生業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(弁償)

第 21 条 学生が校舎、校具その他の施設・設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によってその全部または一部を弁償させることがある。

## 第 6 章 受験料、入学金、授業料等、その他

(納付金)

第 2 2 条 本校の受験料、入学金、授業料等納付金は別表第 2 のとおりとする。

- 2 各年次における授業料の納付は、前期及び後期の 2 期に区分して行うものとし、施設設備費、実習教材費の納付は通期一括して前期授業料と同様に納付するものとする。
- 3 授業料及びその他納付金にあつては、学校が定める期日までに納付しなければならない。
- 4 一旦納入した入学金、授業料等は、原則として返還しない。但し、生徒が休学の許可を得たときは、休学許可の翌月分より納付金は徴収しないものとし、既納の納付金あるいは、月額按分の上返還するものとする。

(証明書発行手数料)

第 2 3 条 本校在学学生及び卒業生の請求により、在学証明書、通学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書を発行する場合は、1 通 300 円の手数料、また学生証の再発行に際しては 1 通 500 円の手数料を徴収するものとする。

(除籍)

第 2 4 条 授業料その他納付金を正当な理由なく滞納し、督促しても納付しない者は、1 ケ月の停学期間を置いて除籍することができる。

(身上異動の届出)

第 2 5 条 学生または保護者の住所または身上に異動があったとき、速やかに学校長に届け出なければならない。

(健康診断)

第 2 6 条 学校保健安全法の規定に基づき、健康診断を年 1 回実施する。

- 2 健康診断の実施項目、方法、日時はその都度定める。
- 3 疾病その他の理由により健康診断を受けなかった学生は、その事由が消滅後、速やかに受診し、その結果を報告する。

(医療機関での受診)

第27条 学生が傷病の症状を呈し医療機関での受診が必要であると判断される場合は、速やかに医療機関に搬送する。

(伝染性疾病への対応)

第28条 学校保健安全法に基づく伝染性の疾病に罹患した学生については、医療機関での受診を確認するとともに、療養に専念させる。

## 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。

## 随 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。但し、第22条の納付金については31年度入学対象者より適用する。

卒 業 証 書

氏 名  
生年月日

上記の者は本校専門課程ペットビジネス学科（2年）の所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与する。

年 月 日

学校法人野上学園  
東京ブレイメン動物専門学校

校長 〇〇 〇〇

校 印

卒 業 証 書

氏 名  
生年月日

上記の者は本校専門課程ペットビジネス学科（2年）の所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与し専門士（文化教養専門課程）の称号を得たことを証する。

年 月 日

学校法人野上学園  
東京ブレイメン動物専門学校

校長 〇〇 〇〇

校 印

別表第1 ペットビジネス学科

1年次 科目	コース							
	トリマー		動物看護		トレーナー		総合	
		時間		時間		時間		時間
グルーミング学 I	○	15	○	15	○	15	○	15
グルーミング実習 I	○	90	○	90	○	90	○	90
動物形態機能学	○	120	○	120	○	120	○	120
動物繁殖学	○	30	○	30	○	30	○	30
動物病理学	○	30	○	30	○	30	○	30
動物薬理学	○	60	○	60	○	60	○	60
動物感染症学	○	90	○	90	○	90	○	90
動物医療関連法規	○	30	○	30	○	30	○	30
公衆衛生学	○	60	○	60	○	60	○	60
動物人間関係学	○	30	○	30	○	30	○	30
動物福祉・倫理	○	30	○	30	○	30	○	30
動物行動学	○	30	○	30	○	30	○	30
伴侶動物学	○	60	○	60	○	60	○	60
産業動物学	○	45	○	45	○	45	○	45
実験動物学	○	15	○	15	○	15	○	15
野生動物学	○	30	○	30	○	30	○	30
飼育管理学	○	30	○	30	○	30	○	30
経営学・ビジネススキル	○	15	○	15	○	15	○	15
必須受講時間		810		810		810		810
犬種別ペットクリップ	○	120					△	120
グルーミング実習 I	○	180					△	180
ハンドリング学 I	○	30					△	30
ペット造形学・美学 I	○	120					△	120
動物看護学概論			○	60			△	60
内科動物看護学			○	30			△	30
外科動物看護学			○	60			△	60
臨床動物看護学総論			○	30			△	30
動物臨床栄養学			○	60			△	60
動物臨床検査学			○	60			△	60
動物医療コミュニケーション			○	60			△	60
動物形態機能学実習			○	90			△	90
ドッグトレーニング理論 I					○	30	△	30
服従訓練 I					○	180	△	180
アジリティ I					○	120	△	120



総合トレーニング実習Ⅰ			○	120	△	120
必須受講時間	450	450	450	450		
合計	1260	1260	1260	1260		

2年次 科目	コース							
	トリマー		動物看護		トレーナー		総合	
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
動物飼育実習Ⅰ	○	30	○	30	○	30	○	30
動物飼育実習Ⅱ	○	45	○	45	○	45	○	45
グルーミング学Ⅱ	○	15	○	15	○	15	○	15
グルーミング実習Ⅱ	○	90	○	90	○	90	○	90
ボランティア学	○	15	○	15	○	15	○	15
経営学・ビジネススキル	○	15	○	15	○	15	○	15
必須受講時間	210	210	210	210				
犬種別ペットクリップ	○	180					△	180
犬種別ショークリップⅠ	○	180					△	180
犬種別ショークリップⅡ	○	180					△	180
ハンドリング学Ⅱ	○	30					△	30
ペット造形学・美学Ⅱ	○	30					△	30
グルーミング実習Ⅱ	○	330					△	330
臨床動物看護学各論			○	120			△	120
内科動物看護学実習Ⅰ			○	90			△	90
内科動物看護学実習Ⅱ			○	90			△	90
動物臨床検査学実習Ⅰ			○	90			△	90
動物臨床検査学実習Ⅱ			○	90			△	90
外科動物看護学実習Ⅰ			○	90			△	90
外科動物看護学実習Ⅱ			○	90			△	90
臨床動物看護学実習			○	90			△	90
動物看護総合実習			○	180			△	180
ドッグトレーニング理論Ⅱ					○	30	△	30
服従訓練Ⅱ					○	360	△	360
アジリティⅡ					○	270	△	270
総合トレーニング実習Ⅱ					○	270	△	270
必須受講時間	930	930	930	930				
合計	1140	1140	1140	1140				

※ ○必須 △選択必須

別表第2

文化教養課程 ペットビジネス学科 納付金一覧

(1) 受験料 10,000 円

(2) 入学金 150,000 円

(3) 授業料 (年間) 1年生・2年生 共通

	前期	後期	合計
各コース共通	240,000 円	240,000 円	480,000 円

(4) 施設設備費・実習教材費 (年間) 1年生・2年生 共通

	施設設備費	実習教材費	合計
各コース共通	270,000 円	200,000 円	470,000 円